

令和7年産米の作付目安について

1 作付目安の設定方針

熊本県においては、米政策見直し後、主食用米を県全体の需要見込量の範囲内で生産し、各地域が自ら描く水田収益力強化ビジョンの実現を図りながら、水田の収益力強化を着実に進めてきた。

令和7年産米の作付目安については、「令和6年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について」（以下「基本方針」という。）に基づき、以下の算定方法により県全体の作付目安を設定する。

2 熊本県の需要見込量と県全体の作付目安について

◇県全体の作付目安の算定方法（※基本方針に基づく）

（1）熊本県の需要見込量は、前年産米の熊本県の需要見込量に、国が示す需給見通しの主食用米等生産量の対前年比を乗じて算定する。なお、県産米の需給状況に応じた調整を行うことができる。

熊本県の需要見込量(トン) ※1

＝前年産米の熊本県の需要見込量

× 国全体の主食用米等生産量の対前年比（目安適用年の生産量÷前年産生産量）※2

+ 県産米の需給状況に応じた調整

※1 面積換算値(ha)は、原則、重量(トン)を「水稻の作柄表示地帯別10a当たり平年収量1.70mm基準ベース」（農水省が6月頃公表）で除して算定。

※2 対前年比は、原則、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（農水省が10月頃公表）から算定。

（2）県全体の作付目安は、円滑な取組推進に資するよう、地域協議会等が設定する主食用米の作付目標面積の積上げとする。

県全体の作付目安(ha)

＝地域協議会等が設定する主食用米の作付目標面積の積上げ

（3）（1）の範囲内に（2）が収まることを確認のうえ（2）を県全体の作付目安として設定する。

（1）令和7年産米の熊本県需要見込量の算定

需要見込量＝168,640トン × (683万トン(R7) ÷ 683万トン(R6))

＝168,640トン（面積換算値：32,873ha ※） ※168,640,000kg ÷ 513kg ÷ 10.

[対前年比：100%]

（2）令和7年産米の県全体の作付目安の算定

地域協議会等の作付目標面積の積上げ

＝30,100ha（数量換算値：154,413トン※）

※513kg × 30,100ha × 10.

[対前年比：100.5%]

(3) 令和7年産米の県全体の作付目安の設定

(1) 県全体の需要見込量の面積換算値と(2) 地域協議会等の作付目標面積の積上げを比較すると、(1)の範囲内に(2)が収まっている。

従って、(2) 地域協議会等の作付目標面積の積上げを熊本県の作付目安として地域協議会等へ提示する。

県全体の作付目安 : 30,100ha (数量換算値 154,413 トン) [対前年比 : 100.5%]

3 作付目安・作付目標面積の活用等について

(1) 地域協議会等における作付目安の活用について

地域協議会等では、作付目安の対前年比、地域の作付目標面積、作付実績等を比較分析し、地域自ら需要に応じた生産が行えているか検証し、必要に応じて県や県協議会と協議を行うなど、令和7年度水田収益力強化ビジョンの策定に活用するものとする。

(2) 農業者に対する作付目安の扱い

農業者に対しての作付目安等の情報の提示は、地域の実情に応じて地域協議会等が決定することとする。